

はじめに



平成29年度は乙津工区の設計内容を中心とした事業説明会を開催し、延べ99名の方に参加していただきました。その他にも、商店街連合会の総会や商工会青年部の集会に参加させていただき、たくさんの方と意見交換をすることが出来ました。

また、1月から実施してきた乙津工区の境界立会では、県内外から地権者の方にご集まっていただき概ね完了することが出来ました。境界立会いへのご協力ありがとうございました。

概略計画・必要性の検討

市民の意見の把握

道路線形・幅員構成・構造の決定

事業着手

測量・地質調査

鶴崎工区

詳細設計・・・用地買収幅が決まります

用地取得・・・個別に用地測量・物件調査を行い、用地を取得していきます

乙津工区

工事・供用

国道
197号
鶴崎拡幅
かわら版
平成30年6月
第5号



今年度の予定

○家屋補償額調査・用地買収の着手

境界立会いの結果を基に地権者ごとの買収面積・補償物件の確定作業を実施中です。その後、コンサルタントに依頼して物件調査を行い補償額を確定し用地買収のお願いに伺います（秋頃より）

○関係機関協議の実施

乙津橋の工事着手に向けて管理者である国土交通省、大分市の市道・公園、橋梁工事で影響する九電・NTTなどの関係者との協議を実施します。



▲説明会の様子



▲境界立会の様子





都市計画事業認可の取得（乙津工区）



今回、平成30年3月26日付け九州地方整備局告示第60号において国道197号鶴崎拡幅の**乙津工区**に関する事業認可が告示されました。

事業認可の告示後は下記の効果が発生します。詳細は乙津地区、寺司2地区の各公民館の掲示及び大分土木事務所ホームページに記載しております。

(1) 建築等の制限 : 都市計画法第65条

買収予定地内において、土地の形質の変更（盛土・切土・整地）や建物の新築・増築・改築・移転等、移転の容易でない物件の設置を行う場合は知事の許可が必要となります。

(2) 土地・建物等の先買い : 都市計画法第67条

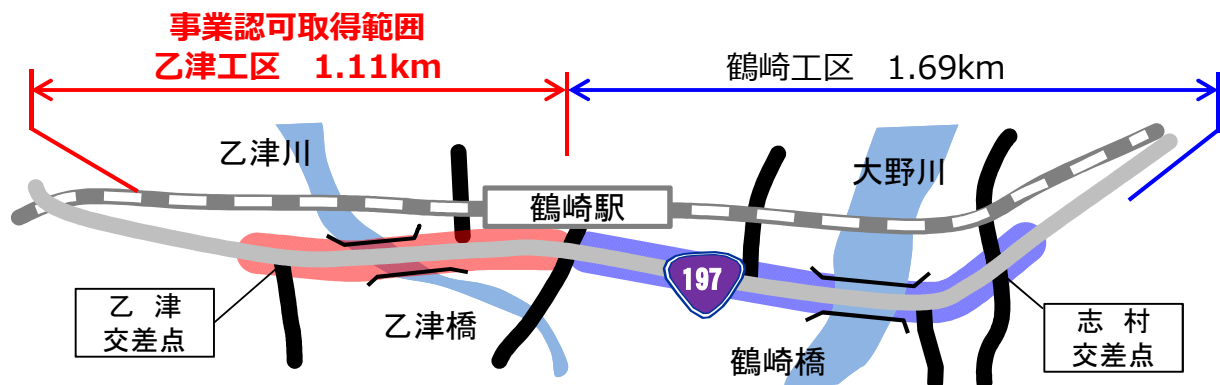
買収予定地の土地建物等を売買する場合、知事への届出が必要です。

(3) 土地の買取り請求 : 都市計画法第68条

買収予定地の所有者は、知事に対し、当該土地を時価で買い取ることを請求することができます。

(4) 土地収用法の適用 : 都市計画法第69条、第70条

都市計画事業は、土地収用法が適用されることから、土地収用法上の諸効果が発生します。



最後に

国道197号鶴崎拡幅は、昨年度に引き続き石和・磯崎が担当します。今年度から乙津工区の用地買収に着手する予定です。今後は個別に協議させていただくことも多くなります。事業への不明点などあれば下記担当まで連絡をいただければ事業説明を行います。今年度も事業へのご協力をよろしくお願いいたします。

お問い合わせ先



日本一のおんせん県

大分県大分土木事務所 TEL:097-558-2148

工事担当)道路建設課 都市計画班 石和・磯崎

用地担当)用地課 用地班 増谷

ホームページアドレス: <http://www.pref.oita.jp/site/oita17004/list718-24079.html>

事務所HPを
ご覧ください